



エース業務災害補償制度

業務中のケガによる死亡・後遺障害、入院、通院、休業補償
使用者賠償責任(オプション)を補償します!!

◆組合の団体契約につき
保険料が
20%割引!

- ◆業務中はもちろん、業務外のケガも補償対象!(※補償対象者については1ページに記載)
- ◆元請現場・下請現場に関わらず、保険金請求が出来ます!
- ◆下請負人・応援(臨時雇い)の方も補償!

A・B・C・Dプラン共通補償

業務中のケガなどによる死亡・後遺障害、入院、通院

[現場作業中のケガ]

カッターナイフで手を切り、
病院で縫合し5日間通院。
(通院日額×5日の保険金を
受け取り)



[事務仕事中のケガ]

銀行へ行く途中、自転車
で転倒して、腕を骨折し
1ヵ月のギプス固定。
(通院日額×30日の保険
金を受け取り)



[仕事中に熱中症]

酷暑の中での
作業で熱中症に
なってしまった。



オプション

NEW

[病気で入院]

役員・従業員が病気で入院してしまった。

※売上高が1億5,000万以上の企業様のみ加入可能です。



C・Dプランのみ補償

**おすすめ
します!**

業務中のケガで 働けなくなったときの 収入を補う**休業補償**

脚立から落ちて足を骨折し、
1ヵ月安静と医者から言わされた。



保険の正式名称

業務災害安心総合保険(GPA Pro)

保険期間

2025年6月1日午後4時から 2026年6月1日午後4時までの1年間

募集締切日

2025年5月1日(木)

ご加入方法

- 同封の「見積依頼書兼同意書」「保険料算出の基礎数値に関する申告書」にご記入のうえ、郵送で事務局までお送りください。
事務局に到着次第保険料をご案内します。
- 保険料算出の基礎となる年間売上高(消費税込み)は正しくご申告ください。正しいご申告をいただきませんと保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料払込方法は一括払となります。

書類提出先

株式会社H&I ライフエース事務局(TEL : 075-692-1250)

保険契約者

京都府電気工事工業協同組合

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社(チャブ保険)

基本補償

- Aプラン(死亡・後遺障害補償重視プラン)
- Bプラン(入院・通院補償重視プラン)



補償対象者が工事現場の足場から転落してケガをし入院した。



補償対象者が現場作業中カッターナイフで手を切ってしまった。



補償対象者が通勤中に交通事故にあい、亡くなられた。



補償対象者がプライベートで旅行中、転倒してケガをし入院した。

[精神疾患休業補償保険金支払特約セット]

休業時には政府労災から休業補償がされますが、補償されるのは月例給与の8割に留まります。

そのため、残りの2割分を求めて従業員から訴訟を起こされる可能性も!

従業員との訴訟は、費用の負担だけでなく、これまで築いてきた信頼を崩すことにもなりかねません! GPA Proなら所得減少分の補てんに充当可能です!

「精神疾患休業補償保険金支払特約」が最長1年間休業補償をお支払いします。

※労災認定された精神疾患による休業に限ります。

「労働災害による死亡件数は直近10年間は減少傾向ですが、精神障害による労災支給決定件数は10年前の約2倍に増えています。」

出典: 厚生労働省「令和2度 脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」

今や精神障害は労災の最大リスクのひとつです!

● Cプラン(Aプラン+休業補償)

● Dプラン(Bプラン+休業補償)

[休業補償]

補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合、保険証券記載の限度日数内の就業不能期間に対し、次のとおり保険金をお支払いします。

・休業補償保険金日額(1日あたりの所得額を限度)×対象日数

おすすめします!



補償対象者の範囲

会社の業務に関わる方全員を補償の対象とすることができます。

補償対象者1

役員・事業主

補償対象者2

従業員

補償対象者3

下請負人

[建設業 下請作業者 等]

【ご注意点】

☑ 補償対象者となる「従業員」および「パート・アルバイト」は次の要件をいずれも満たす必要があります。

■被保険者(企業等)との間に使用従属関係があること。

■被保険者(企業等)から賃金の支払を受けていること。

[使用者賠償責任の補償(使用者賠償責任補償特約セット)]

業務に従事している間に被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。

労災事故で従業員に後遺障害が残り、企業の管理責任を問われた。
注:労災申請は必要です。

[雇用慣行賠償責任の補償(雇用慣行に関する賠償責任補償特約セット)]

不当な行為に起因して保険期間中に被保険者に対して日本国内で損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。

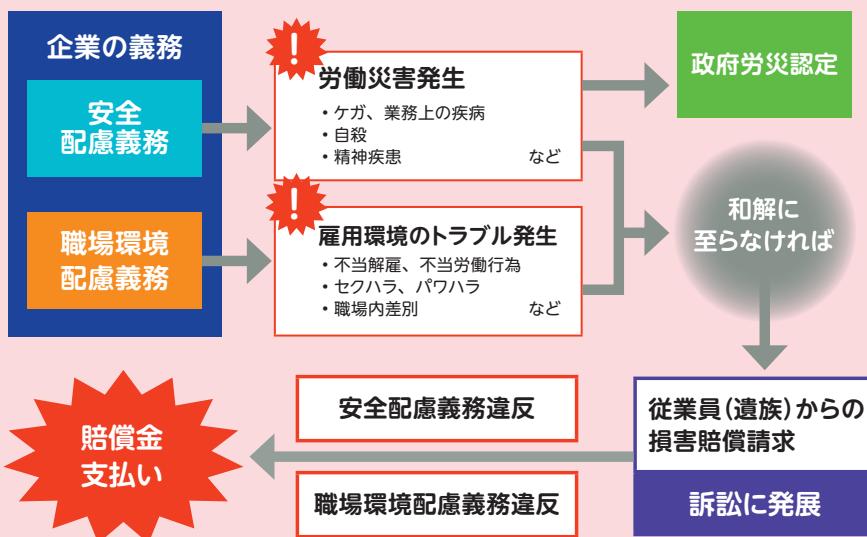
不当に解雇されたと従業員から訴えられた。

- 高額な賠償金支払義務にも対応し、弁護士費用等を補償します。

労災事故が起こると、企業は使用者として労働契約法・労働安全衛生法の義務を果たさなければなりません。

労働契約法、労働安全衛生法の義務を企業が果たせないと…

労災にかかる高額判決事例



● 判決金額
1億9,800万円
● 業種
精密機器製造※1
● 事故内容
異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害

● 判決金額
1億6,500万円
● 業種
木材加工※2
● 事故内容
積み込み作業中に頭部に原木が落下し後遺障害

※1 平成12年10月13日 最高裁
※2 平成6年9月27日 横浜地裁

[葬祭見舞金の補償(葬祭見舞金支払特約セット)] 役員・事業主・従業員のみ

保険証券記載の役員または従業員が死亡し、葬祭が行われる場合、災害補償規定等に基づいて遺族に見舞金を支払うことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

業務中の事故で死亡した従業員のご遺族に弔慰金を渡した。

- 弔慰金の準備をしませんか?

企業はひとりひとりの従業員が力を発揮することにより支えられています。

その大切な従業員が安心して働く環境づくりをするお手伝いをいたします。従業員に対しても、これまでの功績に、また、遺族の方の先行きの不安を解消させるためにも弔慰金の準備が必要です。

POINT

- 雇用関係さえあれば常勤性は問いません。
- 面倒な事務手間はありません。(従業員名簿の提出や期中での増減の報告は不要)
- 既往症免責はありません。
- 役員・従業員の個別の健康告知の提出も不要です。
- ケガによる死亡だけでなく、疾病による死亡も補償対象です。
- 業務外の死亡も補償対象です。

定額補償

● 疾病入院保険金

疾病の治療を目的として保険期間中に入院を開始した場合、ご契約の保険金額×入院日数をお支払いします。

1日 5,000円を
補償(30日限度)

[病気になった場合の補償]

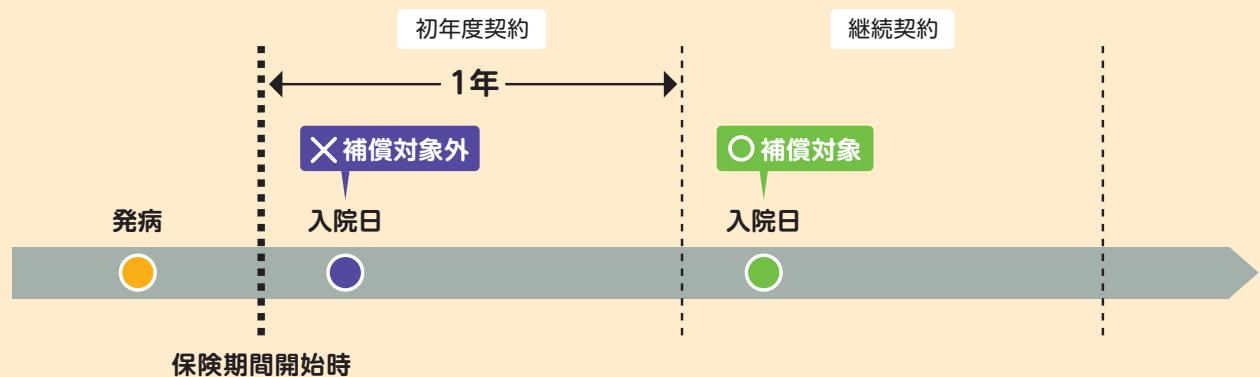
疾病入院保険金支払特約を活用して貴社の福利厚生制度の充実を図ることができます。
手厚い福利厚生制度は企業のイメージアップにつながり、人材の定着、採用力強化につながります。

保険期間の開始前に発病していた病気について

● 疾病入院保険金支払特約

初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時*より前に発病していた病気(医学上密接な関係がある病気を含みます)により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合もしくは先進医療を受けた場合は保険金をお支払いしません。

*保険契約の被保険者となった時とは、保険期間の中途中で補償の対象者となった場合(中途入社の方など)を指します。



疾病補償・葬祭見舞金の被保険者の範囲について

- 全従業員かつみなし従業員数が5名以上である必要があります。
- 下請負人および派遣労働者等を被保険者とすることはできません。
- 役員のみを対象とすることはできません。被保険者の業種、規模、過去の事故歴等によっては、この特約はご契約いただけません。

<ご注意ください!>

- ◆プラン表は売上高(消費税込みの金額)による保険料の目安を例示しています。実際にお支払いいただく保険料は、ご提出いただく「保険料算出の基礎数値に関する申告書」にご記入いただいた売上高(消費税込み)で計算し組合からご案内します。
- ◆売上高は直近会計年度の売上高(消費税込み)をご申告ください。なお、ご申告いただいた売上高(消費税込み)が事実と異なる場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ◆新たに事業を立ち上げられた方は、年間の売上高見込み額を消費税込みの金額でご申告ください。
- ◆「業務外のケガ」および「葬祭見舞金」「疾病入院保険金」につきましては、下請負人は補償されません。
- ◆割引率は次年度の団体の合計人数および今年度の損害率により、個別加入者ごとに変動することがあります。

年間の売上高がここに例示されている金額以外の場合でも加入いただけます。

プラン別 (+オプション)の保険料 (例) ※電気工事業のみの場合

		Aプラン		Bプラン			
		死亡・後遺障害を被った場合に支払われる 補償を重視したプラン		入院・通院の補償を重視したプラン			
保 険 金 額	契約プラン▶	Aプラン	Aプラン +使用者賠償責任 1億円	Aプラン +使用者賠償責任 1億円 +疾病入院保険金 5,000円	Bプラン	Bプラン +使用者賠償責任 1億円	Bプラン +使用者賠償責任 1億円 +疾病入院保険金 5,000円
	死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円
	業務外死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円
	入院(日額) 免責0日／てん補期間180日	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	業務外入院(日額) 免責0日／てん補期間180日	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	手術	(入院の場合は10倍、その他の場合は5倍)					
		6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	業務外手術	(入院の場合は10倍、その他の場合は5倍)					
		6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	通院(日額) 免責0日／てん補期間90日	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円
		業務外通院(日額) 免責0日／てん補期間90日	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円
		精神疾患休業補償(日額) 免責0日／てん補期間365日	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
		使用者賠償責任 1名／1災害あたり限度額		1億円	1億円		1億円
		疾病入院保険金(日額) 免責0日／てん補期間30日			5,000円		5,000円
保険料(保険期間1年／団体割引20%／一時払)							
前 年 度 売 上 高 消 費 税 込	1,000万円以下	17,140円	24,660円		16,680円	24,380円	
	3,000万円	59,780円	85,270円		58,120円	84,230円	
	5,000万円	83,470円	116,690円		80,730円	114,870円	
	1億円	136,680円	188,850円		131,120円	184,970円	
	1億5,000万円	191,190円	258,210円	314,250円	182,690円	252,000円	308,040円
	2億円	244,400円	326,130円	396,950円	233,050円	317,660円	388,480円



Cプラン

死亡・後遺障害を被った場合に支払われる
補償を重視したプラン + [休業補償]
NEW

Dプラン

入院・通院の補償を重視したプラン
+ [休業補償]

NEW

契約プラン▶	Cプラン	Cプラン +使用者賠償責任 1億円	Cプラン +使用者賠償責任 1億円 +疾病入院保険金 5,000円	Dプラン	Dプラン +使用者賠償責任 1億円	Dプラン +使用者賠償責任 1億円 +疾病入院保険金 5,000円
死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円
業務外死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	1,000万円	600万円	600万円	600万円
入院(日額) 免責0日／てん補期間180日	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
業務外入院(日額) 免責0日／てん補期間180日	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
手術	(入院の場合は10倍、その他の場合は5倍)					
	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
業務外手術	(入院の場合は10倍、その他の場合は5倍)					
	6,000円	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円	9,000円
通院(日額) 免責0日／てん補期間90日	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円
業務外通院(日額) 免責0日／てん補期間90日	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	5,000円
精神疾患休業補償(日額) 免責0日／てん補期間365日	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
使用者賠償責任 1名／1災害あたり限度額		1億円	1億円		1億円	1億円
休業補償(日額) 免責0日／てん補期間365日	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
疾病入院保険金(日額) 免責0日／てん補期間30日			5,000円			5,000円

保険料(保険期間1年／団体割引20%／一時払)

前年度売上高 (消費税込)	1,000万円以下	27,750円	34,730円		27,290円	34,450円	
	3,000万円	96,340円	119,920円		94,680円	118,880円	
	5,000万円	133,690円	164,040円		130,950円	162,220円	
	1億円	219,290円	266,250円		213,730円	262,370円	
	1億5,000万円	307,240円	367,130円	423,170円	298,740円	360,920円	416,960円
	2億円	392,840円	465,600円	536,420円	381,490円	457,130円	527,950円

オプション ABCD各プランに追加で加入いただけます

[雇用慣行賠償責任の補償]

(雇用慣行に関する賠償責任補償特約3,000万円)

[葬祭見舞金の補償]

(葬祭見舞金支払特約30万円)

保険料				
前年度 売上高 (消費税込)	1,000万円以上	1,970円	1億円	14,050円
	3,000万円	6,920円	1億5,000万円	18,700円
	5,000万円	9,400円	2億円	23,350円

保険料		
前年度 売上高 (消費税込)	1億5,000万円	11,910円
	2億円	15,100円

*売上高が1億5,000万円以上の企業様のみ加入
可能です

*免責金額(1請求につき)20万円・てん補限度額(保険期間中総額)
*従業員がいらっしゃる企業様のみ付帯可能です

付帯サービスについて

ご契約期間中には以下の付帯サービスを無料でご利用いただけます。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

*本サービスは、引受保険会社であるチャブ保険の業務災害安心総合保険の付帯サービスです。ご利用方法は、保険証券を参照ください。

*本サービスは、チャブ保険以外の外部業者にてご提供します。サービス内容等に関しては各外部業者にお問い合わせください。

*本サービスの提供を受けた結果、万が一の損害が発生しても、チャブ保険は責任を負いかねます。

*本サービスは、チャブ保険が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

*本サービスは、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

[ご契約者向け]

安否確認サービス

BCP(事業継続計画)策定の際に役立てください。

災害発生時に貴社に所属する従業員の安否をアプリと

Eメールを使ってWeb上で容易に確認できるシステムを
ご提供します。



ストレスチェックサービス

改正労働安全衛生法の対応には、ストレスチェックサービスをご利用ください。

ご契約者には、ストレスチェックサービスを年1回無料でご提供します。

[ご契約者とその従業員の方向け]

SOS ホットライン

ご契約者とその従業員の皆様は、SOS ホットラインで以下の電話相談サービスをご利用いただけます。

■ 24時間緊急医療・健康相談サービス

受付時間：24時間 年中無休

相談スタッフ(医師、保健師、看護師)が健康・医療に関する様々なご質問にお答えし、適切なアドバイスをします。

■ 介護相談サポート

受付時間：24時間 年中無休

ご家族の介護に関する問題やお悩みについて相談スタッフ(医師、保健師、看護師)がご相談をお受けします。

■ 心の健康相談サービス

受付時間：平日9～21時／土曜10～18時

心の悩みや不安な気持ちについてカウンセラーが丁寧にお話を伺います。メンタル不調を抱える前にぜひご相談ください。

■ 生活習慣病サポート

受付時間：24時間 年中無休

気になる生活習慣病について相談スタッフ(医師、保健師、看護師)が改善に向けてアドバイスをします。

[ご契約者の人事担当の方向け]

人事部ヘルプダイヤル

受付時間：平日10～20時／土曜10～18時

メンタルヘルス不調者への対応や復職時に注意すべきポイントやアドバイス等について電話でご相談に応じます。

また、カウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。



保険金をお支払いする場合

業務中の災害の補償

補償対象者が貴社の業務に従事している間に偶然な事故によりケガ^{*1}をされたり、業務上の症状^{*2}を被られた場合（以下ケガおよび業務上の症状を「ケガなど」といいます。）に、貴社が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金を支出することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

*1 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同じです。

*2 次のaからcまでの要件をすべて満たす症状にかぎります。

（熱中症・しもやけなどが該当し、振動症候群、腱（けん）鞘炎（しょうえん）、塵肺症（じんぱいしょう）やかぜ症候群などは該当しません。）

a)偶然かつ外来によるもの b)労働環境に起因するもの c)その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内容
① 死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。（同一人の身体の障害に対して、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします）
② 後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ・保険金額 × 100% ~ 4%
③ 入院補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で入院された場合、次のとおり保険金をお支払いします。 ・入院補償保険金日額 × 入院日数（保険証券記載の日数を限度とします。） ・身体の障害を被った日からその日を含めて180日までに開始した入院に限ります。 ・入院補償保険金が支払われる期間中、別の事故により新たな身体の障害を被っても入院補償保険金を重複してお支払いできません。
④ 手術補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害の治療のために身体障害の発生の日から所定の日数以内に、手術を受けた場合、手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合：保険金基礎額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合：保険金基礎額の5倍（①および②の手術を受けた場合は①を適用） ・同一の原因に基づく身体の障害について同一の補償対象者に対して1回の手術を限度とします。
⑤ 通院補償保険金	補償対象者が業務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被った身体の障害が原因で通院された場合、次のとおり保険金をお支払いします。 ・通院補償保険金日額 × 通院日数（保険証券記載の日数を限度とします。） ・身体の障害を被った日からその日を含めて180日までの期間中でかつ保険証券記載の日数を限度とします。 ・入院補償保険金と重複ではお支払いできません。 ・通院補償保険金が支払われる期間中、別の事故により新たな身体の障害を被っても通院補償保険金を重複してお支払いできません。 ・往診日や長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギプス等を常時装着したときを含めることができます。 ・治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは通院日数に含まれません。

業務外の災害の補償

補償対象者が貴社の業務に従事している間以外の偶然な事故によりケガをされた場合に、貴社が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

セットされる特約 ● 24時間補償特約

※ケガなどをされた時に、すでに存在していたケガなどや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガなどをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガなどや病気の影響によって、ケガなどの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

休業補償について(てん補期間365日)

C・Dプランのみ補償(精神疾患休業補償は全プラン対象)

補償対象者が業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に被った身体の障害が原因で、身体の障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合、保険証券記載の限度日数内の就業不能期間に対し、次のとおり保険金をお支払いします。

補償対象者が被った労災保険法等によって給付が決定された精神疾患が原因で、労災保険法等によって特定された発症の日より180日以内に就業不能となった場合。

保険証券記載の限度日数内の就業不能期間に対し、次のとおり保険金をお支払いします。

- 就業不能とは、身体の障害を被った時に就いていた職務をまったく行えない状態をいいます。

- 保険証券記載の免責期間は、休業保険金のお支払い対象日数に含まれません。

[休業補償保険金のお支払い限度額]

休業補償保険金日額(1日あたりの所得額を限度)×対象日数

精神疾患休業補償保険金日額(1日あたりの所得額を限度)×対象日数

使用者賠償責任の補償(オプション)

補償対象者が保険期間中に業務上の事由または通勤により被った身体の障害^{*1}について、被保険者^{*2}が法律上の損害賠償責任を負担する場合。ただし、労災保険法等において給付対象となる資格を有する補償対象者の身体の障害^{*1}に対する賠償保険金の支払にあたっては、原則として労災保険法等による給付決定が必要となります。

*1 「身体の障害」とは、負傷または疾病をいいます。

*2 「被保険者」とは、記名被保険者をいいます。また、記名被保険者の役員、記名被保険者の下請負人とその役員を含みます。被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して以下の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内容
① 賠償保険金	<p>次に掲げる金額の合算額を控除してお支払いします。</p> <p>A. 労災保険法等により給付されるべき金額 B. 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 C. 次のいずれかの金額</p> <ul style="list-style-type: none">a) 法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額b) 法定外補償規定を定めていない場合は、次に掲げる金額の合計額<ul style="list-style-type: none">ア. この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により支払われるべき金額のうち、補償対象者等に支払われるべき金額イ. 一定の災害補償を行うことを目的に保険契約者が締結するア.以外の保険契約により支払われる金額のうち、補償対象者等に支払われることにより法律上の損害賠償責任を免れる金額
② 費用保険金	<p>A. 権利保全費用 B. 協力費用 C. 争訟費用 D. 示談交渉費用</p> <p>※ただし上記①および② A. を合わせて保険証券記載の保険金額を限度とします。</p>

業務災害安心総合保険(GPA Pro)は、貴社が従業員などの補償対象者に対して「災害補償規程」などに基づいて行う福利厚生制度をバックアップする保険です。この保険では、貴社が制定する災害補償規程などに基づき補償対象者に支払う補償金に対しての補償を行いますので、保険金はこのご契約の被保険者(保険の補償を受けられる方)である貴社にお支払いします。

また、保険会社より補償対象者へ直接お支払することも可能です。

貴社(被保険者)が保険金を受領し、その後補償対象者へ支払う場合



保険会社から補償対象者へ直接保険金を支払う場合



疾病などは被保険者(従業員など)本人にお支払いします。

雇用慣行賠償責任の補償（オプション）

不当な行為に起因して保険期間中に被保険者（保険契約者およびその役員、従業員など）に対して日本国内で最初に損害賠償請求が提起された場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して以下の保険金をお支払いします。

① 賠償保険金

② 争訟費用

※ただし上記①および②を合わせて保険証券記載のこの特約の保険金額を限度とし、保険証券に免責金額の記載がある場合は、損害賠償請求に係る損害に免責金額が適用されます。

葬祭見舞金の補償（オプション）

補償対象者が死亡し、葬祭が行われることに対して災害補償規定等に基づいて被保険者が見舞金を支払う場合、災害補償規定等に基づき補償対象者に支払われた額をお支払いします。

※保険証券記載の保険金額を限度とします。

疾病入院保険金の補償（オプション）

被保険者が被った疾病の治療を目的として保険期間中に入院を開始した場合次の通り保険金をお支払いします。

疾病入院保険金日額×入院日数

※保険証券記載の日数を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

共通

・下記が原因である補償対象者が被った身体の障害や下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意または重大な過失
- ② 自殺行為（ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合はお支払いします。）
- ③ 犯罪行為、闘争行為
- ④ 無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故
- ⑤ 疾病または心神喪失。ただし、次の場合は保険金をお支払いします。
 - イ) 業務に起因して生じた症状に該当する場合
 - ロ) 労災保険法等によって給付が決定された脳血管疾患および虚血性心疾患等に該当する場合
- ⑥ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 外科的手術やその他の医療処置（ただし、弊社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合はお支払いします。）
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、暴動等
- ⑨ 核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故
- ⑩ 頸部症候群（「むちうち症」）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状
- ⑪ 風土病
- ⑫ 職業性疾病
- ⑬ 補償対象者の故意または補償対象者の重大な過失
- ⑭ 身体の障害を被った時が保険期間中でない場合など

※ただし、精神疾患後遺障害補償および精神疾患休業補償保険金については上記⑤を除きます。

オプション：使用者賠償責任

・下記が原因である補償対象者が被った身体の障害や下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、暴動等
- ③ 核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故
- ④ ②から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 風土病
- ⑦ 職業性疾病
- ⑧ 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを行っていない事業において発生した身体の障害
- ⑨ 被保険者と住居・生計をともにする親族が被った身体の障害
- ⑩ 労働災害補償保険法第33条第6号・第7号に該当する者で特別加入を行っていない者が被った身体の障害

- ・次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いできません。
 - ① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定等がある場合、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
 - ② 労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条第1項または船員法(昭和22年法律第100号)第91条第1項による補償
 - ③ 対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
 - ④ 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額

など

オプション：雇用慣行賠償責任

- ・次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 - ① 被保険者の故意による犯罪行為または故意による法令違反に起因する損害賠償請求
 - ② 被保険者が他人に危害を加える意図または損失を与える意図を持って行った不当な行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 保険期間開始日前に開始された被保険者に対する訴訟、仲裁、斡旋その他の法的手続き(訴訟等)に起因する損害賠償請求
 - ④ 保険期間開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる不当な行為に起因する一連の損害賠償請求
 - ⑤ 身体の障害等、財物の損壊等に起因する損害賠償請求
 - ⑥ 契約、約定または保証に基づき被保険者が引き受けた責任に起因する損害賠償請求。ただし、当該契約、約定または保証がなくても被保険者が負う法律上の責任を除きます。
 - ⑦ 福利厚生に起因する損害賠償請求
 - ⑧ 社会保険上の給付、労災補償または労働安全衛生法および類似の法令に基づく義務に起因する損害賠償請求
 - ⑨ 労使間の団体交渉における契約もしくは合意または団体交渉の内容に起因する損害賠償請求
 - ⑩ 保険期間中に危険の変更が起きた場合の、当該危険の変更の効力発効日以降に行った不当な行為に起因する損害賠償請求

など

オプション：葬祭見舞金

- ・下記が原因である事故の場合には保険金をお支払いできません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失
 - ② 犯罪行為、闘争行為
 - ③ 無資格運転中、酒気帯び運転中(酒酔い運転中を含む)、麻薬等服用時の運転中の事故
 - ④ 災害補償規定等に基づく金銭等の支払の不履行による賠償責任を負担することによって被る損害
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動等
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(特約を付帯して保険金をお支払いすることができます。)
 - ⑦ 核燃料物質の有害な特性、またはその特性による事故

など

オプション：疾病入院保険金

- ・下記の疾病・症状等の場合には保険金をお支払いできません。
 - ① 初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病(医学上密接な関係がある病気を含みます。)により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合もしくは先進医療を受けた場合
 - ② 保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
 - ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病
 - ④ アルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病
 - ⑤ 被保険者の妊娠または出産(ただし、公的医療保険制度における「療養の給付」等の支払の対象となる場合はお支払いします。)
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、暴動等によって被った疾病
 - ⑦ 核燃料物質の有害な特性またはその特性による事故によって被った疾病
 - ⑧ 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等
 - ⑨ 頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のない症状

など

万一事故にあわれたら

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または下記窓口にご連絡ください。

事故受付窓口：年中無休 24時間受付

ケガ・病気の場合

0120-091-313

左記以外の場合

0120-011-313

- 保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。
- 保険金をお支払いした場合は所定の期日までに補償対象者からの受領書等をご提出いただきます。

ご加入方法 (加入対象者および記名被保険者は京都府電気工事工業協同組合組合員にかぎります。)

- ご加入希望の方は下記書類を組合にご提出ください。組合が団体保険契約者として、チャブ保険と契約締結します。
- 保険料の払込方法につきましてはご案内します。
- 団体保険契約者：京都府電気工事工業協同組合

〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3番地 TEL 075-692-1234

ご提出書類	<input type="checkbox"/> 見積依頼書兼同意書
	<input type="checkbox"/> 保険料算出の基礎数値に関する申告書

申込締切日

2025年5月1日(木)

※締切日以降は中途加入を
隨時受付けします。

- ・このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、チャブ保険公式ウェブサイト (<https://www.chubb.com/.jp>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明等がある場合には、取扱代理店またはチャブ保険までお問い合わせください。
- ・ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ・取扱代理店はチャブ保険との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、チャブ保険と直接契約されたものになります。

● お問い合わせ先

[組合事務局]

京都府電気工事工業協同組合

<https://kyo-denkyo.or.jp/>



〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3

TEL. 075-692-1234 FAX. 075-692-1233 (受付時間：平日午前9時～午後5時まで)

[取扱代理店]

株式会社 H&I ライフエース事業部



<https://www.handi-inc.co.jp/denki/>

〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3 京都電気会館2階

TEL. 075-692-1250 FAX. 075-574-7880 (受付時間：平日午前9時～午後5時まで)

[引受保険会社]

Chubb損害保険株式会社(チャブ保険) 大阪支店

CHUBB®

〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目5番25号 ハービス大阪

TEL. 06-6343-7591 FAX. 06-6343-7588 (受付時間：平日午前9時～午後5時まで)

エース業務災害補償制度(業務災害安心総合保険) 重要事項説明書

※ご加入の前に必ずお読みください

1. クーリングオフ

注意喚起情報

クーリングオフとは、お申込人またはご契約者様が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約はご契約者様の営業のための契約であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. 告知義務（申込時の記載上の注意事項）

注意喚起情報

申込書に★印のある記載事項（「保険料算出基礎」、「他の保険契約等の有無」等）について、事実を記載しなかった場合または事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項も含め、ご記入にあたっては十分ご注意ください。

3. 通知義務

注意喚起情報

ご契約後、法定外補償規定等を変更（新設）した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。ご契約後、次の事実が発生する場合は、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ① 契約者の保険証券記載の住所の変更が生じた場合
- ② 契約者・被保険者の氏名の変更が生じた場合

4. 重大事由による解除

注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金の不正取得を目的として故意に損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ② 保険金の請求に詐欺を行い、または行おうとした場合
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力※に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力※に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力※を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力※がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力※と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 保険契約者または被保険者が弊社との信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- *反社会的勢力とは暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5. 保険期間と支払責任の関係

契約概要

注意喚起情報

疾病入院保険金支払特約、疾病入院一時金支払特約および疾病入院治療諸費用保険金支払特約については、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた病気（医学上密接な関係がある病気を含みます）により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合もしくは先進医療を受けた場合は保険金をお支払いしません。三大疾病一時金支払特約、七大疾病一時金支払特約、九大疾病一時金支払特約については、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に

発病していた三大疾病・七大疾病・九大疾病により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合やがんと診断確定した場合は保険金をお支払いしません。なお、がんの補償については初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から90日を経過する前にがんと診断確定された場合、または過去にがんと診断確定されたことがある場合にも保険金をお支払いしません。

6. 補償の重複

注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（労災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

〈補償が重複する可能性のある特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
疾病入院治療諸費用保険金支払特約	医療保険の入院治療費用補償特約
葬祭見舞金支払特約	労災保険の葬祭費用補償特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客様が実際に契約する保険料については、お見積書、申込書等の保険料欄でご確認ください。

- ・保険金額・日額
- ・事業内容
- ・補償対象者の規模（補償対象者数など）
- ・保険料払込方法

など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます（現金により払い込むことも可能です）。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払	一時払
口座振替	○	○

- ① 保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替の場合は、分割保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。分割保険料払込期日後1ヶ月を経過しても保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金が下記割合に削減されることがあります。

詳細は、弊社ホームページ(<https://www.chubb.com/jp>)をご覧いただかず、弊社までお問い合わせください。

	保険金	解約返れい金
補償割合	・破綻後3ヶ月以内の事故 : 100% ・破綻後3ヶ月経過後の事故 : 80%	80%

9. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)について以下のとおり取り扱います。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

① 主な利用目的について

- (1) 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3) 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求(国内外の再保険引受け会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することができます。)
- (8) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

② 第三者への情報提供について

- 弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

10. 保険会社へのお問い合わせ、苦情、事故受付等の連絡窓口

注意喚起情報

- ・事故が起こった場合には、ご契約の取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。

傷害事故専用	0120-091-313
上記以外の事故	0120-011-313

受付時間：年中無休 24時間

- ・弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。

お客様サポート ダイヤル	0120-550-385
-----------------	--------------

受付時間：平日午前9時～午後5時 年末年始を除く

- ・お客様と弊社との間で問題を解決できない場合(弊社の契約する指定紛争解決機関)

弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人保険オブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細はホームページ(<https://www.hoken-ombs.or.jp/>)をご覧ください。

一般社団法人 保険オブズマン	03-5425-7963
-------------------	--------------

受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時 年末年始を除く